

1. 『特殊車両通行許可オンライン申請』サイトにアクセス

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>

サイト内「重要なお知らせ」欄の該当お知らせをクリック

国土交通省 特殊車両通行許可オンライン申請
特殊車両通行許可システム

本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に向くこと無く会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

文字の大きさ 小 中 大

(略)

重要なお知らせ

○ 平成30年12月25日「特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について」
10月29日から試行を実施してきましたが、このたび、受付期間を、当面の間、延長することとしましたので、お知らせします。
申請者の皆様方におかれましては、積極的な制度のご利用をお願いいたします。
[\(詳細はこちら\)](#) **NEW!**

該当するお知らせをクリック

2. 「特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について（試行）」を確認

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/ninushitaisaku_pr_20181225.html

日付	平成30年12月25日	状況	お知らせ
内容	【特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について（試行）】		
	<p>日頃より特車システムをご利用いただき有難うございます。</p> <p>現在、荷主対策の一環として、特殊車両通行許可申請書への荷主名の記載について、試行を実施しています。</p> <p>申請者の皆様には、積極的な制度のご利用をお願い致します。</p> <p>当該制度をご利用の皆様は、お手数ですが以下のご確認をお願い致します。</p> <p>なお、本日（12月25日）より、申請書に不備がなく、道路管理者間の協議が必要ない申請等の一定の要件を満たすものについては、全ての車種を対象に、優先的に処理します。詳しくはリンク先の内容をご確認ください。</p> <p>・特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載について（試行） ← 詳細はこちら</p> <p>※申請書には、申請者と荷主との関係が確認できる書面の添付が必要ですが、これは、荷主との関係を証する有効な書面であれば、必ずしも契約書に限られず、例えば、輸送依頼書のようなものでも結構です。</p> <p>※ 特殊車両通行許可申請時における荷主情報の記載（試行）に関するお問い合わせ</p> <p>○制度全般について【国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室】 TEL 03(5253)8483(直通) 受付時間 9:30～18:15（開庁日のみ）</p> <p>○申請システムの操作方法等について【特車運用事務局】 TEL 048(601)3223 E-mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp 受付時間 9:15～18:00（12:00～13:00を除く、開庁日のみ）</p>		